



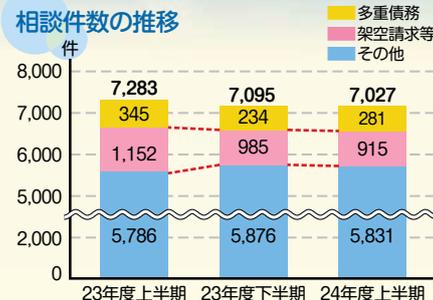
# くらしのほっと通信

- P.2 電子レンジの誤使用!?
- P.3 テスト室のこんな事例
- P.4 「訪問購入」が追加  
食品表示講演会案内

平成24年度上半期

## 名古屋市消費生活センター相談実績

平成24年度上半期(平成24年4月～9月)の相談件数は7,027件で、平成23年度上半期に比べ256件、3.5%減少しました。相談内容別では、アダルト情報サイトなど架空請求等の相談が237件20.6%の減少となりました。



## 10月1日から「金融商品等特別相談」を始めました



開設以来、1ヶ月間の電話による相談件数は94件でした。

相談の特徴としては、社債、投資などの詐欺的な勧誘が多くなっています。

高齢者の比率が高く、65歳以上が51件と54.2%を占め、特に社債・未公開株など「預貯金・株・証券類」では26件と70%を超えており、高齢者がターゲットとなっていることがわかります。

(単位:件)

種別	件数
預貯金・株・証券類	36(26)
預託商法などファンド型投資商品	23(12)
生命保険・損害保険など	18(6)
外国通貨など他の金融商品など	12(4)
商品先物などデリバティブ取引	5(3)
合計	94(51)

※( )内数字は65歳以上の相談件数

### 弁護士による面接相談 要予約・無料

94件の内27件は当センターで、愛知県弁護士会投資被害弁護団の弁護士による面接相談を行いました。相談員も同席して、相談者が相談しやすいよう配慮し、弁護士から被害回復の可能性など、ていねいな説明がなされます。

#### 事例1

8年ほど前にA社の未公開株を購入した。最近、A社の社員という人から「株を買い戻すので指定の金融会社に連絡してほしい。3～4ヵ月毎にお金が戻る」と度々、電話がある。信用してよいか(80歳代 男性)

#### 対応

相談員が、「未公開株を購入した人の名簿を利用し、買い戻すなどと勧誘する二次被害」について説明しました。手続き費用が必要などと新たにお金を払わされる手口なので、今後は関わらないよう伝えました

#### 事例2

知らない会社B社から「C社の社債のパンフレットが届いてないか」と電話があった。その後、B社の人自宅に来て「外国の会社に投資して高配当を得られる。元本保証なので絶対間違いはない。毎月利息を振り込む」と言われ、100万円を渡したが、不安になった(80歳代 女性)

#### 対応

相談員が、「複数の業者になりすまして勧誘する劇場型詐欺」の現状や、社債に元本保証はなく、このケースで高配当は考えにくいなど説明しました。相談者も納得し、弁護士と面談の結果、解約・返金手続きを委任することになりました

相談

月～金

052-222-9671  
052-222-9674  
052-223-3160

消費生活相談・金融商品等特別相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

火を使わずに物を加熱する電子レンジ。  
上手に使うと大変便利な調理家電ですが、加熱しすぎると発煙・発火の原因となります。  
何かと気ぜわしい年末。思わぬ事故にならないよう、事例とともに注意点をご紹介します。

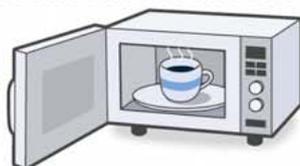
## くらしの情報プラザより

# 電子レンジの誤使用に気をつけて!



情報アドバイザー

飲み物を温めたり、調理の下ごしらえなどに便利な電子レンジ。日頃、使い慣れていても誤使用や不注意で、様々な事故の危険性があります。事故を防ぐためには、取扱い説明書をよく読んで、電子レンジの出力や加熱する食品の性質、量を確認し、決められた出力で加熱時間を守ってください。



いろいろな危険	事例	原因&チェックポイント
殻や膜のある食品の破裂	ゆで卵を使った食品を温めなおしたところ、庫内で破裂。取り出すと庫外でも破裂した	卵の膜の内部で発生した水蒸気が膨張して、膜がやぶれ爆発する。 他にタラコ、イカ、ソーセージなども
過加熱	飲み物や汁物とろみのある食品	飲み物などの液体、とろみのある食品を温めると、突沸(突然沸騰したようになる状態)※1することがあるので、加熱しすぎない。加熱しすぎたら時間をおいて取り出す
	ゆたんぼの破裂	レンジ用ゆたんぼを自動で加熱。ゆたんぼが膨らんできたので慌てて扉を開けた際、ゆたんぼが破裂。内容物が飛び散った
発火	庫内の汚れ	電子レンジを使用中、庫内で異音が生じて発火した
	金属を使用した容器	お皿の金の模様(もよう)に気づかず、食品をのせて温めた。火花が散り、模様が黒くなった

参考:(独)NITE製品安全センター・(独)国民生活センターHPなど

※1 突沸=沸騰が起きないまま加熱が続き、小さな衝撃などで一気に沸騰が起きること((独)NITE製品安全センター)

※2 電子レンジメーカーは取扱説明書に食品以外のものを過熱しないよう記載しています

急いでいるときは  
特に気をつけて!



## 「くらしの情報プラザ」は くらしに役立つ情報の提供と 消費者活動のスペースです

消費生活関連の図書やDVDの貸し出し  
(図書3冊、DVD3本以内 2週間)なども行っています  
～お気軽にご利用ください～



月～土曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く) ☎(052)222-9677



テスト室に持ち込まれた

# こんな事例 あんな事例



## 事例1

# 電子レンジで加熱した銀杏が火を吹いた!?

市販の袋入りの銀杏を電子レンジで加熱したところ、庫内で発火して扉が開けられない状態になり、銀杏は炭になった。



### 観察

相談品と同じ商品を調べてみました

袋には「電子レンジの加熱時間は500Wで約50秒、600Wで約40秒。2分以上加熱しないでください」と表示されています。

### 試験1

実際に電子レンジで加熱してみました

表示に従い500Wで50秒加熱しました。袋の中でパンパンと音がして、いくつかの銀杏がはじけましたが、焦げたものではありませんでした。(写真①)



(写真①)

### 試験2

さらにテストを続けました

2分以上加熱しないようにとの注意書きがありましたが、5分間加熱してみました。

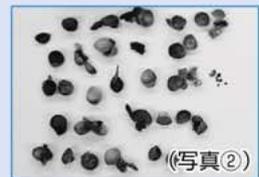
加熱を始めてから

1分後 → 銀杏から水蒸気(湯気)が出ました。

4分後 → 銀杏から煙が出ました。

5分後 → かなり焦げ臭いにおいがします。

取り出すと一部が炭化していました。(写真②)



(写真②)

### まとめ&アドバイス

以上の再現実験を繰り返して行いましたが、いずれも同様の結果となり、発火・発煙することはありませんでした。

そのため、原因は加熱時間または使用方法に問題があったものと考えられます。

加熱時間は適切に設定し、庫内をきれいしておくよう心がけましょう。

また、取扱い説明書をよく読んで正しく使用することが重要です。

### 電子レンジのしくみ

電子レンジは「マイクロ波」と呼ばれる波長のとても短い電波を食品にあてて、食品に含まれる水分子を共鳴させることで、食品の表面と内部を同時に加熱します。まれに食品の大きさやレンジ内の配置により局部的に電位差ができると、食品間で放電しスパークする(火花が出る)ことがあります。

### センターホームページでご覧になれます

- ・離乳食用に細かく刻んだニンジン加熱したらスパークした事例(平成17年度・動画あり)
- ・電子レンジ用ポテトチップス調理器具にジャガイモを詰めすぎたために、使用中にレンジ内で発火した事例(平成20年度)



### 「テスト室」では、

食品、繊維製品など消費者から苦情・相談のあった商品について、解決、あっせんのためのテストを行っています。



マイクロスコープ

1000倍で布地を拡大中です

16~2500倍まで拡大観察できます

紫外線を照射して蛍光物質を調べています



標準光源装置

# 「訪問購入」(いわゆる訪問買取・押し買い)もクーリング・オフの対象に! ～特定商取引法が改正されました～

2010年頃から『業者から電話があり「古い着物を買い取る」というので来てもらうと「着物ではなく貴金属はないか」と執拗に迫られた。怖くなって金のネックレスを売ってしまった。思い出の品なので取り戻したいが、業者には「もう手元にない」と言われた』などの相談が全国で多発しました。

今回の改正で「訪問購入」についても業者の不当な勧誘行為が規制されることになりました。  
(2012年8月22日に公布、6ヶ月以内に施行されます)



## ポイント

- ① 原則としてすべての物品が対象になります
- ② 事業者は買取りの依頼がない方への勧誘はできません
- ③ 事業者は書面を交付する義務があります
- ④ クーリング・オフができます(売り主(消費者)は契約を一方的に解除できます)
- ⑤ クーリング・オフ期間中、売り主は物品の引渡しを拒絶できます など



**食品表示講演会** 主催:名古屋市(消費者庁 地方消費者行政活性化交付金事業)

## 「食品表示の見方・選び方」

～氾濫する情報に惑わされないために～

<b>日時</b>	平成25年2月3日(日)	<b>会場</b>	中区役所ホール(地下鉄「栄」、名鉄「栄町」下車)
<b>第1部</b>	13:30～14:00 笑福亭 純瓶氏 落語「ザ・ご用心」 あやしげな二人連れの訪問者。反対に販売員を逆襲する老婆との決戦はいかに。悪質商法に対する心構えを教える落語です	<b>第2部</b>	14:10～15:40 佐藤 達夫氏(食生活ジャーナリストの会代表幹事) 「食品表示の見方・選び方」 健康で長生きするために、食品表示をどのように利用するか、どこに気をつけて見ればいいのか、食品表示と毎日の食生活の関係はどうなっているかをわかりやすくご説明します
	<b>定員</b>		450名(申込み多数の場合は抽選)
<b>申込方法</b>	往復はがき、FAX、インターネット(電子申請)で。講演名、参加者名(3名まで可)代表者の住所・電話番号(FAXの場合は参加者証をFAXで送りますので必ずFAX番号も)を記入して、下記までお申込みください。		
<b>締切り</b>	平成25年1月9日(水)消印有効(応募結果は1週間前までにお送り致します)		
<b>申込先</b>	往復はがき/〒460-8508 (住所不要)市民経済局 消費流通課 FAX/052-972-4136 電子申請/https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp (問合せ先:TEL052-972-2437 FAX052-972-4136)		



## 利用のご案内

### 相談室

<b>受付時間</b>	月～金曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)	<b>TEL</b>	052-222-9671	消費生活相談・金融商品等特別相談
		<b>TEL</b>	052-222-9674	架空請求ホットダイヤル
		<b>TEL</b>	052-223-3160	サラ金・多重債務特別相談
<b>受付時間</b>	土・日曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く)	<b>TEL</b>	052-222-9690	土・日テレフォン相談
		※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。 ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。		

### くらしの情報プラザ

<b>開館時間</b>	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
<b>TEL</b>	052-222-9677
※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。	

## 名古屋市消費生活センター

〒460-0008  
名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。  
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。